

# 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年 4月 1日 ~ 平成32年 3月31日 までの5年間

2. 内容

目標1：平成27年4月に、子供を育てる労働者に対する、始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げ制度の促進。

《対策》

●平成27年 4月 ~ 掲示して周知する。

目標2：平成27年4月に、育児休業期間中の代替要員の確保や業務体制の見直し。

《対策》

●平成27年 4月 ~ 掲示して周知する。